

ともに輝き 明日を拓く 区民とあゆむ えどがわプラン

江戸川区男女共同参画推進計画

平成19(2007)年度～平成28(2016)年度



平成19年3月
江戸川区

はじめに

今日、私たちの時代は、価値観の多様化とともに、少子高齢化、家族形態や地域社会の変化、情報技術の進展など急速な変貌を遂げており、一人ひとりの生活もその影響を大きく受けています。多様な価値を認めあい、その上に立ってお互いが力を合わせて未来をきり拓くこのような時代において、「男女が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、能力と個性を発揮できる男女共同参画社会」の実現は、活力があり夢の持てる社会、誰もが安心していきいきと暮らすことができる社会へとつながっていく重要なテーマです。

区では、平成 14 年に策定した長期計画『えどがわ新世紀プラン』で、男女共同参画社会の実現を掲げ、これまで各分野で施策、事業を通しその推進に取り組んできました。

しかし、一方では、「女だから...、男だから...」といった性別によって役割等を固定する考え方はいまだ根深く、私たちの生き方の可能性を狭め、その能力の発揮を妨げている現実があります。また、雇用や賃金の男女の格差、家庭における育児・介護などでの責任の偏りなど、それぞれの場面での具体的な差別、男女間の負担の不均衡は解消に至ってはいません。ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどの暴力、人権侵害についても、その意識は十分なものとは言い難い現状です。

こういった問題の解決のためには、男女が共に対等なパートナーであることを認識し、社会全体の問題として取り組んでいくことが必要です。

男女共同参画社会は、区がその役割を果たすとともに、区民、事業者、各種団体などがそれぞれの立場から主体的、積極的に取り組んでいくことによって、はじめて実現します。ともに知恵を出し合い、その実現に向け行動していきたいと思えます。

なお、本計画の策定にあたって、江戸川区男女共同参画推進区民会議の委員の皆さまをはじめ多くの皆さまに活発なご議論をいただきました。こころよりお礼を申し上げます。

平成 19 年 3 月

江戸川区長 多 田 正 見

目 次

計画について 5 ~ 1 5

1 計画策定の背景 7 ~ 1 1

- (1) 男女共同参画社会を実現するための課題 7
- (2) 区民等と区との協働による実現 9
- (3) これまでの取組み 1 0

2 基本的な考え方 1 2 ~ 1 3

- (1) 目的 1 2
- (2) 位置付け 1 2
- (3) 将来のあるべき姿 1 3
- (4) 実現のための重点目標..... 1 3
- (5) 計画期間 1 3
- (6) 計画推進の考え方 1 3

3 計画の体系図 1 4 ~ 1 5

目標の達成に向けた取組み 1 7 ~ 4 9

重点目標 1 男女共同参画の意識を社会全体に広げる

..... 1 9 ~ 2 7

- (1) 男女共同参画の意識づくり 1 9
- (2) 意思決定の場面での男女共同参画 2 6

重点目標 2 区民と協働し、あらゆる場面での

男女共同参画を進める 2 8 ~ 3 9

- (1) 家庭での男女共同参画 2 8
- (2) 働く場での男女共同参画 3 1
- (3) 学校での男女共同参画 3 5
- (4) 地域での男女共同参画 3 7

重点目標 3 暴力を根絶し、男女が健康的な生活を送る

..... 4 0 ~ 4 6

- (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶 4 0
- (2) 生涯を通じた健康支援 4 3

計画の推進 区民等と区との協働による計画の推進

.....	4 7 ~ 4 9
(1) 区民等との協働の促進	4 7
(2) 区の推進体制の充実	4 7
(3) 相談及び苦情対応.....	4 8

区民や事業者等と協働して進める事業

(平成 19 年度～平成 23 年度実施事業)

.....	5 1 ~ 6 3
-------	-----------

区が中心となって進める事業

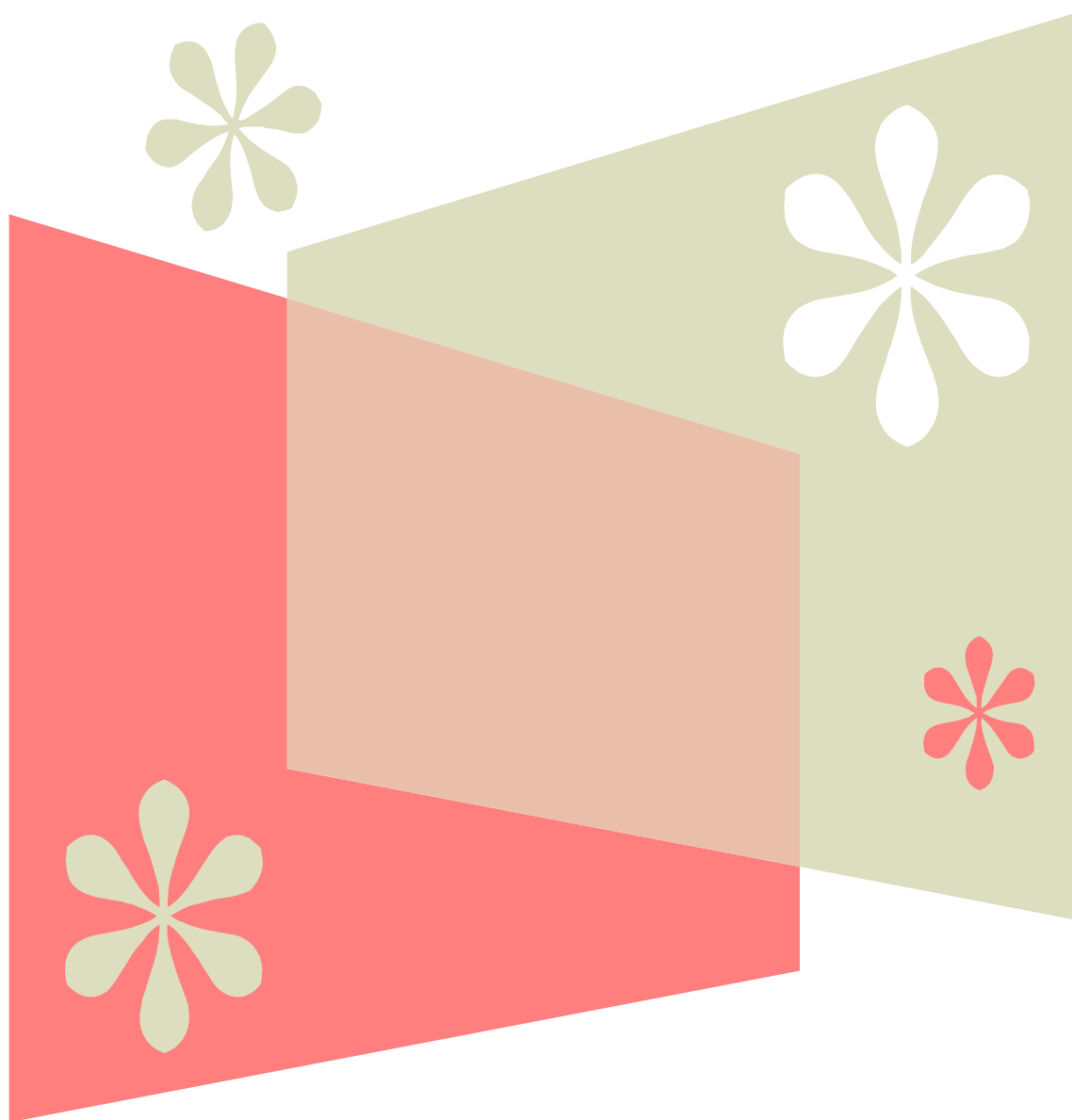
(平成 19 年度～平成 23 年度実施事業)

.....	6 5 ~ 9 5
-------	-----------

資料 9 7 ~ 1 2 4

1 計画策定までの経過	9 9 ~ 1 0 0
(1) 区民会議	9 9
(2) 庁内検討会	1 0 0
2 男女共同参画に関する年表	1 0 1 ~ 1 0 2
3 関連法令	1 0 3 ~ 1 2 4
(1) 女子差別撤廃条約.....	1 0 3
(2) 男女共同参画社会基本法	1 1 1
(3) 配偶者暴力防止法	1 1 6

計画について



1 計画策定の背景

(1) 男女共同参画社会を実現するための課題

* 男女平等の意識の状況 *

一人ひとりの暮らし方や人生観、家族の形態等が多様化している中で、男女平等に関する考え方、人々の働き方や地域への参画等、社会との関わり方などは変化し続けています。しかし、その一方、区民を対象とした「男女平等に関する意識調査」(平成 15(2005)年実施。以下、「意識調査」という。)では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して、男女ともに反対意見が上回ったものの、依然として性別によって役割を決めてしまう考え方が根強く残っていました。また、同調査で「社会で男性が優遇されているか」との設問については、「そう思う」「どちらかというと思う」との回答が男女ともに高く、男女間での不平等が解消されていないという意識を持っている方が多いことが^{うかが}えるなど、男女共同参画社会の実現には、解決しなければならない課題が少なくありません。

* 子育て・介護事情 *

家庭における男女共同参画を推進していくうえで、子育て支援や介護支援の充実是不可欠です。

家事・育児等の役割分担については、家族構成等さまざまな条件によって異なりますが、例えば、育児期にある共働き夫婦等の育児時間は、妻が家事・育児に1日平均 5.7 時間を費やしているのに対し、夫は約 0.8 時間と約 7 倍の差が生じています。

また、介護に関しては、在宅の介護者の約7割を女性が占めています。

このように、家庭生活における男女間の役割と負担には、大きな偏りがある状況です。

* 事業所の特徴と課題 *

本区には、およそ 23,000 の事業所があります。事業所の約7割は従業者が 4 人以下の少人数の事業所であり、そこでの従業者のうち 6 割が女性です。小規模の事業所では、育児時間や育児休業を取得することが事実上難しいなど、男女共同参画は

進みにくい状況です。

また、家族経営の事業所も多く、その場合、仕事と生活が一体となる傾向があり、女性には家事・育児等の負担がかかりやすい面もあります。

近年、その必要性への認識が高まってきた仕事と家庭生活との調和については、男性が職場中心の考え方を見直すことも欠かせませんが、事業所が十分に理解を深めると同時に具体的な取組みが求められています。

*** 地域社会への参画 ***

区民の地域社会への関わり方には、町会・自治会やPTA活動への参加、ボランティア活動などさまざまな関わり方があります。特に、本区ではこれらの地域活動が活発であり、地域力を育んできたという経緯があります。

地域活動の担い手は女性が多く、日常的な活動を支えるような場面では中心となっていますが、一方、会長等の代表的な役割は男性である場合が多く見受けられ、企画立案段階への参画は進んでいません。また、防災など、女性の知識や経験が十分に活かされているとはいえない分野もあります。

今後、役職等への女性の参画を促すと共に、日常的な活動においては、男性の参加をさらに促進していくことが課題となっています。

*** 女性に対する暴力、人権侵害 ***

配偶者等からの暴力(DV/ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメント、痴漢行為、ストーカー、性犯罪など、被害者の多くは女性です。特に、配偶者間で起こる暴力については、外部からの発見が困難なことも多く、報復を恐れて助けを求めることができなかつたり、経済的に自立していないため別れることができなかつたりといったことから、深刻化しやすい傾向にあり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

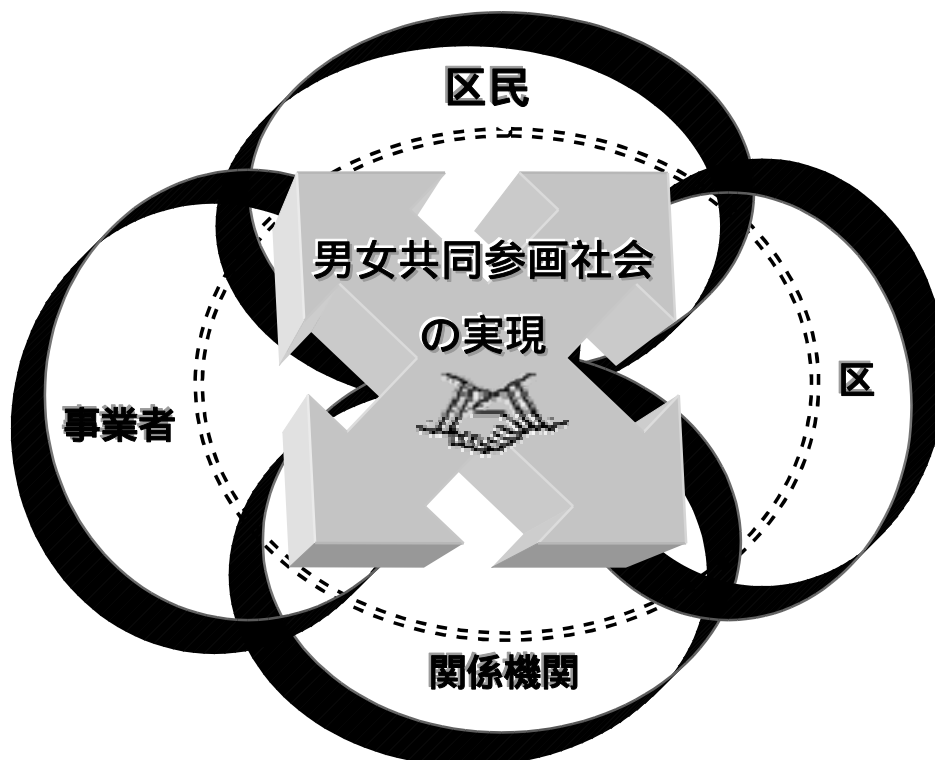
本区においては、女性センター及び子ども家庭支援センターで相談を受けていますが、件数が平成15(2005)年度231件、16年度319件、17年度543件と推移しており、女性に対する暴力への区民の意識を高めるとともに、ケアや救済を視野に入れた相談体制及び自立のための支援の充実が求められています。

（２）区民等と区との協働による実現

男女共同参画社会の実現に向けて、仕事と家庭の両立の困難さや、子育て負担感の増大、女性に対する暴力など、人々の生活や人権に関わる課題を解決していくためには、男女共同参画の視点から社会のあり方そのものを見直す必要があります。

区は、これまで以上に男女共同参画の視点に立って事業を見直し、進展させていかなければなりません。区民・事業者・関係機関等が主体的に取組み、それぞれの立場において、自らの能力を生かし、責任をもって進めていくことが重要です。

男女共同参画は女性だけの問題ではなく、男性の生活や人生にも関わる社会全体の重要な問題です。女性が生きやすいと実感できる環境を整えることは、男性にとっても、家庭や地域活動への参画など、多様な経験が可能な豊かな人生を実現することにつながります。



(3) これまでの取組み

【国際婦人年からの国際的な動き】

国連が国際婦人年(昭和 50(1975)年)を提唱し、第1回世界女性会議(国際婦人年国際会議)がメキシコシティーで開催されて以降、これまで4回の世界女性会議のほか、国連等の国際会議で女性の地位向上に向けた数々の検討が行われてきました。その中で各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画(昭和 50(1975)年)」や「女性差別撤廃条約(昭和 54(1979)年)」、「北京宣言及び行動綱領(平成 7(1995)年)」などが採択され、それらを契機に世界各国で取組みが進められています。

大きな節目の年に開かれた「女性2000年会議(北京+5)」では、21世紀における男女共同参画の実現に向けた決意が表明され、各国の更なる取組みの推進を誓約しました。近年では、ニューヨークで「第49回国連婦人(女性)の地位委員会*(北京+10)」(平成 16(2004)年)が開かれ、各国の取組み状況と新たな課題について検討されました。

【国や都の法や計画策定の状況】

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等が定められ、世界行動計画を受けて、国内行動計画(昭和 52(1977)年)を策定して以降、世界の動きに協調しながら、女子差別撤廃条約を批准(昭和 60(1985)年)、男女雇用機会均等法(昭和 60(1985)年)、育児・介護休業法(平成 3(1991)年)等の国内法の整備を行いました。また、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国の最重要課題の一つと位置づけた「男女共同参画社会基本法」(平成11(1999)年 6月)が施行され、同法に基づいて「男女共同参画基本計画」(平成 12(2000)年)が閣議決定されました。この計画策定から5年が経過した平成 17(2005)年 12月には、第2次の計画が策定されました。

東京都も、第1次計画(昭和 53(1978)年)の策定以来、順次計画を策定し、全国に先がけて東京都男女平等参画基本条例(平成 12(2000)年)を制定するなど、男女平等の実現のために取組みを進めており、平成 17(2006)年 3月には、東京

都配偶者暴力対策基本計画を策定しました。

さらに、男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン 2002」の改定にあたり、平成 18(2006)年 12 月に東京都男女平等参画審議会から答申を受け、平成 19(2007)年度以降の計画が策定されます。

【江戸川区の取組み】

* 本区の重要施策 *

本区では、「江戸川区婦人総合計画」(昭和 57(1982)年)を策定して女性関連施策の体系化を図るとともに、当時の長期計画(昭和 61(1986)年)で「女性の自立と社会参加」を目標に掲げ、女性問題の解決のため、就労支援や子育て支援、意識啓発など多くの施策を積極的に展開してきました。現在の長期計画「えどがわ新世紀デザイン」(平成 14(2002)年)では、「男女共同参画社会の推進」を重要な施策の柱として位置付けています。

* 女性センターの設置から現在 *

また、女性に関する総合的な窓口であり、女性施策を推進する中心的な機関として女性センター(平成 11(1999)年)を設置しました。さらに、新たな計画づくりに向けて、区内の男女共同参画の現状と区民の意識を把握するため「男女平等に関する意識調査」(平成 15(2003)年)を実施したほか、本計画策定にあたって、江戸川区男女共同参画推進区民会議を設置(平成 16(2004)年)し、「男女共同参画推進のための計画に盛り込むべき内容について(提言)」(平成 17(2005)年)を受けるなど、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取組みを進めています。



.....用語解説.....

* 国連婦人(女性)の地位委員会

(CSW: United Nations Commission on the Status of Women)

昭和 21(1946)年 6 月に国連(国際連合)の経済社会理事会の機能委員会のひとつとして設置されました。

婦人(女性)の地位委員会は、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関して、国連経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うことになっています。現在はニューヨークの国連本部において、毎年 2~3 月頃に 2 週間の期間で開催されています。

本年(平成 19(2007)年)2 月には、第 51 回が開催されました。

2 基本的な考え方

(1) 目的

- 男女共同参画社会の将来のあるべき姿を定め、区の姿勢を明確にする
- 区民生活に関わる全ての事業を男女共同参画の視点で見直す
- 区民（区民・事業者・関係機関等）と区が取り組むべき内容を具体的に示す
- 男女共同参画社会の形成に向けた取組みを総合的かつ効果的に推進する

(2) 位置付け

- 本区における男女共同参画の基本的な考え方を示す基本計画であると同時に、具体的な取組みを示す行動計画である
- 「男女共同参画社会基本法」で定める「市町村男女共同参画計画」である
- 長期計画「えどがわ新世紀デザイン」との整合性を持つ
- 「江戸川区次世代育成支援行動計画」等の他の個別計画と整合性を持つ

(3) 将来のあるべき姿

男女が平等で、互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、その能力と個性を発揮できる地域社会

(4) 実現のための重点目標

重点目標1 男女共同参画の意識を社会全体に広げる

重点目標2 区民と協働し、あらゆる場面での男女共同参画を進める

重点目標3 暴力を根絶し、男女が健康的な生活を送ることができる社会を実現する

(5) 計画期間

- 計画期間は平成 19 (2007) 年度から平成 28 (2016) 年度の 10 年とし、5 年後に見直しを行う
- 具体的な取組みは 5 年後 (平成 23 (2011) 年度) を目標とする

(6) 計画推進の考え方

- 進捗状況を把握し、確実な計画の推進を図る
- 区の実施状況の状況を区民に公表する

3 計画の体系図

